

令和 7 年度国の施策及び予算に対する重点要望について

1 要望の目的

各府省庁の予算編成（財務省への概算要求）に向け、本市の市政運営上、特に重要な事項について、要望を行うもの。

2 要望事項

33件

（内訳）新 規： 3件
一部変更：19件
継 続：11件

「令和7年度国の施策及び予算に対する重点要望」の概要

は主な変更・追加等部分

項目番号	要望先	重点要望事項	局課名
1	内閣官房 内閣府 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	<p>物価高騰への対策について 【財政措置】</p> <p>(1) 国が一元的に実施する各種生活支援・事業者支援による消費者物価上昇率抑制策の実施や自治体独自の支援策への財政措置について、物価の状況に応じ継続すること。</p> <p>(2) 医療、介護・福祉、保育の分野における公的価格の算定において物価高騰を適切に反映すること。</p> <p>(3) 市有施設の光熱費や建設物価をはじめとする行政コストの高騰分について物価の状況に応じ、財政措置すること。</p>	<p>財政局 財政課</p>
2 一部 変更	内閣官房 内閣府 厚生労働省	<p>感染症対策における財政支援等について 【財政措置】</p> <p>(1) 今後起こり得る新興再興感染症への対応については、感染拡大の防止や重症化予防等の観点から、国の責任において確実に財政措置を行い、指定都市を交付金等の直接の交付対象とするとともに、地方自治体に負担が生じないようにすること。また、感染症対策の中心となる保健所体制強化の財源を確保すること。</p> <p>(2) 新たな施策等の制度設計にあたっては、地方自治体の意見を十分に聞くとともに、速やかにその施策の情報を共有し、地方自治体等が混乱しないよう努めること。</p> <p>(3) 定期予防接種に係る財源については、国の責任において自治体に更なる財政支援を行うこと。</p>	<p>保健福祉局 健康危機管理課 医療政策課</p>
3	内閣官房 内閣府 総務省	<p>地方分権改革の推進について 【制度改善】</p> <p>(1) 指定都市に対する的確な権限移譲と多様な大都市制度の早期実現</p> <p>(2) 提案募集方式に基づく改革の推進</p> <p>(3) 国と地方の協議の場への指定都市の参加</p> <p>(4) 法律による計画策定義務等の見直し</p>	<p>総合政策局 政策調整課</p>
4 一部 変更	内閣官房 内閣府 総務省	<p>地方創生の推進について 【制度改善】</p> <p>(1) 一都三県を一律に東京圏として、国の支援の対象外とする措置を取り止めるなど、それぞれの地域、圏域の特性を踏まえた、真に必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、地域におけるデジタル技術の実装に資するものを含め、引き続きデジタル田園都市国家構想交付金及び地方創生の推進に係る事業費の十分かつ安定的な確保を図ること。</p> <p>(3) こども施策をはじめとする居住地域にとらわれず等しく提供されるべきサービスについては、国の責任により必要な財源を確保するとともに、地方の実情に沿った施策を自らの責任で提供するため、税源の地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を早急に構築すること。</p>	<p>総合政策局 政策企画課</p>

項目番号	要望先	重点要望事項	局課名
5 一部 変更	こども家庭庁 文部科学省	<p>「こども未来戦略」に関する要望について 【制度創設、制度改善、財政措置】</p> <p>(1) 保育人材の確保について ア 国による保育人材確保の取組みの推進 イ 保育士等の処遇改善の充実 ウ 一時預かり事業及び休日保育事業の充実 エ こども誰でも通園制度の本格実施に向けた適切な制度設計</p> <p>(2) 国の財政措置による学校給食費の無償化の実施 (3) 多子世帯に対する保育料軽減の拡充 (4) 子ども医療費助成に係る財政措置を含む全国統一の制度の創設</p>	こども未来局 こども企画課 幼保支援課 幼保運営課 幼保指導課 教育委員会 保健体育課
6	こども家庭庁	<p>子育て支援の推進について 【制度創設、財政措置】</p> <p>(1) 私立幼稚園の認定こども園等への移行により増加する市町村の財政負担に対応した国の財政支援及び都道府県からの財源移譲 (2) 私立幼稚園の認定こども園移行に係る小規模改修に対する補助の創設 (3) 定員割れ等を理由とし、閉園することとなった認可保育施設への支援策の創設 (4) 子ども・子育て支援交付金の基準額の見直し ・長期休暇支援加算額の基準額の見直し</p>	こども未来局 健全育成課 幼保支援課 幼保運営課
7 一部 変更	こども家庭庁	<p>子どもの貧困対策の推進について 【財政措置】</p> <p>(1) 「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」ほか、子どもの貧困対策に係る財政措置の拡充及び恒久化</p>	こども未来局 こども家庭支援課
8 一部 変更	こども家庭庁	<p>児童相談所の体制強化について 【制度創設、制度改善、財政措置】</p> <p>(1) 定員超過を解消し、さらに、新たな基準に対応した一時保護所の整備を進めるため、整備費について国の財政支援を充実すること。 (2) 児童相談所の体制強化にあたり、配置基準に定められた児童福祉司等及び医師を確保し、また弁護士との常時相談体制を確保するため、国として、さらに踏み込んだ人材確保・育成策を講じること。</p>	こども未来局 こども家庭支援課 東部児童相談所
9 一部 変更	デジタル庁 総務省	<p>システム標準化に係る経費の補助について【制度改善、財政措置】</p> <p>(1) 令和7年度末までの移行が困難なシステムについては、補助金の上限額を拡充し、移行が完了するまでの期間は必要経費の全額を補助すること。 (2) 移行困難システムについて、令和7年度末までに適合が必要な標準化基準を早急に確定すること。 (3) 指定都市要件の精査の結果、標準仕様書に取り込まれる機能要件について、これに対応する標準準拠システムの調達環境が整わない場合には、移行期限や財政支援について柔軟な対応を行うこと。 (4) サービス提供事業者がガバメントクラウド上にシステム構築等を行うにあたり、ガバメントクラウドの利用料が抑制される構成となるよう、ベンダ協議会等を通じて要請すること。</p>	総務局 情報システム課

項目番号	要望先	重点要望事項	局 課 名
10	総務省	地方交付税における算定方法の見直しについて【制度改善、財政措置】 (1) 臨時財政対策債について、廃止されるまでの間においては、指定都市に過度な配分を行わないよう、算定方法を見直すこと。 (2) 特別交付税について、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されていることから、実態に即した算定方法に見直すこと。	財政局 資金課
11 一部 変更	法務省 文部科学省	在留外国人に対する日本語教育等の推進について 【制度創設】 (1) 入国前・入国後における日本語教育や生活オリエンテーションを受ける機会の提供 (2) 多言語による情報提供や相談窓口の運営等、自治体が行う外国人受入環境・支援体制の拡充への財政措置	市民局 国際交流課
12	文部科学省	不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保について 【財政措置】 (1) 校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒支援を行う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」における教職員定数に位置付けるなど、安定的な配置に向けて必要な措置を講ずること。 (2) (1) が実現されるまでの当面の措置として、校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒一人一人に応じた支援を行うための人員の確保に向けて、国の予算を増額し、加配定数の拡充や、国庫補助における財政支援を現在の3分の1からさらに拡充するなど、必要な措置を講ずること。 (3) 校内教育支援センター及び教育支援センターを設置するための場所の確保や、環境整備にかかる費用について、十分な財政措置を行うこと。 (4) 不登校児童生徒への多様な学びの機会に向けた支援において、各自治体が創意工夫をしながら柔軟に対応できるよう、自由度の高い交付金を新たに設けるなど、十分な財政支援を行うこと。	教育委員会 教育支援課 教育センター
13 一部 変更	文部科学省	夜間中学に係る支援の充実について【制度創設、制度改善、財政措置】 (1) 教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業の拡充） ・補助対象期間を撤廃すること。 ・補助対象経費に対する補助率を引き上げること。 (2) 多様な生徒に対応するための支援の充実 ・外国人生徒に対応するためのデジタル教科書を無償給与すること。 ・経済的に困難な方が夜間中学に就学する際の支援制度を国として新設すること。 (3) 教職員配置の充実 ・一人一人の生徒に丁寧に対応できるように、学級編制の基準の引下げや教職員配置基準の見直しを行うこと。	教育委員会 学事課 教育指導課 教育職員課

項目番号	要望先	重点要望事項	局 課 名
14 一部 変更	文部科学省	ICTを活用した学習環境の整備について 【財政措置】 (1) デジタル教科書全教科導入に向けた支援を行うこと。 (2) インターネット環境の無い児童生徒への通信費などの支援を行うこと。 (3) ネットワーク環境の維持管理に係る費用等について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。 (4) ICT支援に係る必要な人材の確保等、教員が日常的にICTを活用できる体制づくりの推進に向け、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。 (5) GIGAスクール構想で整備した端末の更新に伴い、不要となる端末の処分に係る費用について十分な財政支援を行うこと。	教育委員会 教育指導課 教育改革推進課 教育センター
15 一部 変更	文部科学省	公立学校施設の整備推進について 【制度改善、財政措置】 (1) 学校施設環境改善交付金（大規模改造、外部改修等） <ul style="list-style-type: none"> ・計画事業量に見合った交付金予算額の確保 ・リースを補助対象とする制度の拡充 ・建物の部位ごとの工事を補助対象とする制度の拡充 ・配分基礎単価（補助単価）の引き上げ ・工事費下限額の引き下げ及び工事費上限額の引き上げ ・屋内運動場の空調設備整備に係る補助率引き上げの延長 	教育委員会 学校施設課
16 一部 変更	文部科学省	教育の質を維持・向上するための教職員の確保について 【財政措置】 (1) 教職員加配定数の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・中学校において学級編制の標準を引き下げる改定を実施すること。 ・少人数指導や専科指導等に係る指導方法工夫改善加配の基礎定数化を拡充させること。 ・外国人児童生徒等日本語指導等に係る児童生徒支援加配を充実させること。 ・通級指導に係る特別支援教育加配を拡充すること。 (2) 教職員の負担軽減に向けた施策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を含む専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政措置を講ずること。 ・スクールカウンセラーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること。 ・育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、国庫負担金の算定基礎定数に含めること。 	教育委員会 教育職員課 教育指導課 教育支援課 保健体育課
17 新規	厚生労働省	医療的ケア者支援に係る財政措置について 【財政措置】 (1) 障害者総合支援法に基づく報酬改定 <ul style="list-style-type: none"> ア 生活介護の基本報酬に医療的ケア者の支援の負担を評価する区分を設けること。 イ 福祉型短期入所サービスについても、医療型短期入所サービスの医療型短期入所受入前支援加算と同様の加算を設けること。 	保健福祉局 障害福祉 サービス課

項目番号	要望先	重点要望事項	局課名
18 一部 変更	厚生労働省	<p>特別児童扶養手当制度の抜本的な見直しについて 【制度改善】</p> <p>(1) 児童の障害程度の認定について、認定請求者、地方自治体いずれにとっても明確かつ明瞭なものとし、制度の信頼性を高めるため、診断書から定量的に判断できる仕組みの導入などにより、障害程度認定基準及び診断書様式を抜本的に見直すこと。</p>	保健福祉局 障害者自立支援課
19	厚生労働省	<p>障害福祉サービスに係る十分な財政措置について 【制度改善、財政措置】</p> <p>(1) 現行の訪問系サービスの国庫負担基準を廃止し、他のサービスと同様に給付に要する実際の費用の2分の1を国庫負担とすること。</p>	保健福祉局 障害福祉サービス課
20	厚生労働省	<p>生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための所要の措置について 【制度改善、財政措置】</p> <p>(1) 生活保護制度について 生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、金融機関等への回答を義務付けするなど、生活保護の更なる適正化を推進するために、法改正等の必要な措置を講じること。</p> <p>(2) 生活困窮者自立支援制度について ア 就労訓練事業に参入する事業者への優遇措置については、社会福祉法人等だけに認められている税制優遇を株式会社やNPO法人等にも拡大するなど、多種多様な事業者の更なる積極的な参入を促進する仕組みづくりを構築すること。 イ 自立相談支援事業をはじめとする各種事業については、法施行後10年目を迎え、各種事業の利用者の増加等により事業実施に係る費用が毎年増加しており、今後も増加が見込まれる。については、地域の実情に応じて実効性のある事業を各自治体が実施するための十分な基準額及び国庫負担・補助率を設定すること。</p> <p>(3) 両制度に対する財政措置について 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が一体として十分実効性が担保され、持続性があるものとなるよう、本来、全額国庫負担とすべきものであることも踏まえ、地方負担の増加に対し、人件費を含めた所要の財源について特段の措置を講じること。</p>	保健福祉局 保護課
21 一部 変更 (削除)	厚生労働省	<p>国民健康保険制度への支援措置等について 【制度改善、財政措置】</p> <p>(1) 国保の財政基盤を強化するため、国と地方の協議において公費投入の合意がなされた毎年3,400億円の財政支援を確実に実施すること。 また、これらの財政支援が講じられても、国民健康保険事業の安定的な運営と低所得者層や中間所得者層の保険料負担軽減を図るためには不十分であるため、国庫等の公費負担の更なる引き上げ措置を講じること。</p> <p>(2) 地方単独事業として実施している、心身障害者及びひとり親家庭への医療費助成に伴う、国民健康保険国庫負担金減額調整措置をすべて廃止すること。</p>	保健福祉局 健康保険課

項目番号	要望先	重点要望事項	局課名
22 一部 変更	経済産業省 環境省	<p>2050年カーボンニュートラルに向けた事業者への取組支援及び暮らしの脱炭素化促進のための基盤整備について 【制度改善、財政措置】</p> <p>(1) 産業部門における大幅な二酸化炭素排出量の削減に向け、「分野別投資戦略」で示された各分野への設備投資や中小企業のGXなどを進めるため、財政支援を着実に実施すること。</p> <p>(2) カーボンプライシングの手法を用いた国内排出量取引制度は、温室効果ガス排出量削減に限界のある業種にとって、カーボンニュートラル実現に向けた現実解の1つであるため、制度を早期に、より実効性の高いものとする。</p> <p>(3) 市民や事業者のカーボンニュートラルへの行動変容に繋がる脱炭素に資する設備等の導入を加速化するため、昨今の資材の高騰等を考慮した、財政支援を強化すること。</p>	環境局 脱炭素推進課
23 一部 変更	経済産業省 環境省	<p>持続可能なプラスチックリサイクルシステムの構築について 【制度改善、財政措置】</p> <p>(1) 拡大生産者責任の考え方に基づきリサイクル制度を再構築すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルにかかる自治体と事業者の役割分担及び経費負担について見直すこと。 ・プラスチック使用製品廃棄物に対する製造事業者等の自主回収・再商品化の実施責任及び再商品化に要する経費の支払い責任について明確化すること。 ・プラスチック使用製品設計指針に沿った取組みが普及するよう、国がガイドライン等により遵守することが推奨される基準を設定するなど、実効性ある制度運用を図ること。 <p>(2) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対して講じられている特別交付税措置については、分別収集の普及状況等を踏まえて普通交付税措置への移行を検討するなど、状況に応じた適切な財政措置を講じること。</p> <p>(3) 民間事業者による再商品化施設の計画的な整備を支援するなど、リサイクルルートの充実強化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理能力不足や地域偏在が生じないよう、民間施設の整備及び能力増強に対する支援を充実させること。 ・再商品化事業者が参入しやすいよう、国が目標年次を定め確保すべき処理能力を明示すること。 <p>(4) 使用済プラスチック資源の再商品化の支障となる、リチウムイオン電池使用製品等の処理困難物対策を関係業界とともに検討し、自主回収・適正処理を義務付けるなど実効性ある対策を講じること。</p>	環境局 廃棄物対策課
24 一部 変更	国土交通省 環境省	<p>モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の拡充について 【制度改善、財政措置】</p> <p>(1) 回生電力貯蔵装置を最大限活用するため、回生車両への更新に必要な事業費の確保及び補助事業の実施期間の見直し</p> <p>(2) 社会インフラであるモノレールを賢く活用し、脱炭素型のレジリエントで快適、かつ安全な沿線まちづくりを進めるため、駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入・改修などカーボンニュートラルの実現に向けた取組み推進に係る調査・検討やその実現に係る一体的な補助メニューの創設</p>	都市局 交通政策課 環境局 脱炭素推進課

項目番号	要望先	重点要望事項	局 課 名
25 新規	国土交通省	<p>バス路線の維持確保に係る支援について 【財政措置】</p> <p>(1) 自動車運転手の働き方改革の遵守に必要な運転手の確保・育成に対する支援強化</p> <p>(2) 路線バス事業者の運行経費への支援の拡充など事業者の経営に対する財政支援</p>	都市局 交通政策課
26 一部 変更	国土交通省	<p>航空機騒音の改善について 【制度改善】</p> <p>(1) 市民生活への影響が大きい早朝・夜間の時間帯において、最大限の軽減策を講じること。</p> <p>(2) 抜本的な対策として、羽田再拡張以来の長期的検討事項である、交差の解消・海上ルートへの移行等を実施し、千葉市上空への集中を解消すること。</p> <p>(3) 千葉市上空を通過する従来の飛行ルートにおいても、降下角の引上げによる騒音軽減について具体的かつ早急に検討すること。</p> <p>(4) 騒音軽減策についての検討状況の説明や天候等による一時的な飛行ルート変更理由の速やかな公表など、市民への情報提供を適切に行うこと。</p>	環境局 環境規制課
27	国土交通省	<p>J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について 【その他（新技術開発など）】</p> <p>(1) 羽田空港アクセス線と連携したJ R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の早期実現に向けた支援</p>	都市局 交通政策課
28	国土交通省	<p>首都圏の連携を強化し都市の成長を支える広域幹線道路網の整備促進について 【財政措置】</p> <p>(1) 新湾岸道路の計画の早期具体化</p> <p>(2) 整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)検見川・真砂スマートIC」及び一体となって進めていく一般国道357号「検見川立体」の整備促進 ・一般国道357号湾岸千葉地区改良事業(蘇我地区)の整備促進 ・京葉道路の混雑解消のための整備促進 ・一般国道51号北千葉拡幅の整備促進 ・首都圏中央連絡自動車道の整備促進 <p>(3) 調査促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道16号(穴川地区)の混雑解消のための調査促進 ・一般国道51号の木更津方面とのアクセス整備(貝塚ランプ)及び千葉都心部への延伸整備に向けた調査促進 	建設局 道路計画課
29 一部 変更	国土交通省	<p>「圏域の拠点都市」として、都市基盤を構築する街路事業の拡充と安定的な財源の確保について 【財政措置】</p> <p>(1) 社会資本整備総合交付金(街路事業)の重点配分対象事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要物流道路などと一体となって機能するもの…① ・交通結節点機能を強化するもの…② ・ICアクセス向上に資するもの…③ <p>(2) 今後整備が本格化する地域高規格道路の財源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩田町誉田町線(塩田町地区)…④ 	建設局 道路計画課

項目番号	要望先	重点要望事項	局課名
30 新規	国土交通省	<p>安全・安心で快適な、魅力と活力あふれる市街地整備の推進について</p> <p>(1) 社会資本整備総合交付金による持続的かつ安定的な財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検見川・稲毛地区土地区画整理事業 ・ 寒川第一地区土地区画整理事業 ・ 東幕張地区土地区画整理事業 	都市局 市街地整備課
31 一部 変更	国土交通省 財務省	<p>国土強靱化のためのインフラ施設の改築・更新及び脱炭素事業に係る温室効果ガス排出量削減のための財政支援について 【財政措置】</p> <p>(1) 国土強靱化のためのインフラ施設の改築・更新に係る必要財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震対策：電線共同溝整備 IC～災害拠点病院 3地区 橋梁耐震化 JR を跨ぐ跨線橋 2橋 下水道管渠の耐震化 緊急輸送道路や避難所下流部 ・ 老朽化対策：緊急輸送道路や第三者被害の恐れのある箇所の橋梁、地下道ポンプ施設、下水道管渠 ・ 浸水対策：重点地区 1 3 箇所のうち特に優先すべき箇所 4 箇所 <p>(2) 温室効果ガス排出量削減など地球温暖化対策に寄与する下水道施設の改築に対する財政措置の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した焼却炉を下水汚泥固形燃料化施設に改築 2基 <p>(3) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の最終年度となる令和7年度においても、必要な予算・財源を確保すること。</p> <p>令和6年能登半島地震などを踏まえ、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるために必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。</p>	建設局 道路計画課 下水道経営課
32	環境省	<p>雑品スクラップに対する規制の拡充について 【制度改善】</p> <p>(1) 廃棄物処理法において指定されている有害使用済機器と同等の有害性を持つ機器について規制の対象とするよう制度を拡充すること。</p>	環境局 廃棄物指導課
33	環境省	<p>循環型社会形成推進交付金制度の充実について 【制度改善】</p> <p>(1) 循環型社会形成推進交付金の継続的な財源確保</p>	環境局 廃棄物施設整備課